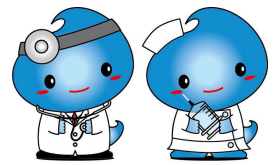


災害時の応急手当ては

地域医療救護所で



大規模災害発災後の主に急性期（発災～72時間）に、災害医療活動拠点として、地域医療救護所を開設します。最寄りの施設を確認しておきましょう。

地域医療救護所の開設

- 震度6弱以上の震災時、又は設置が必要と判断した場合に、地域医療救護所を開設します。
- 全11か所中、市内の被災状況に応じて地域医療救護所を開設します。
- 怪我をされ、自力で来所できる方に医師、看護師が医療救護活動を行います。

令和3年12月版

地域医療救護所 一覧	
北図書館	夏島町 12
ウェルシティ市民プラザ	西逸見町 1-38-11
文化会館	深田台 50
救急医療センター	新港町 1-11
はまゆう会館	衣笠栄町 1-47
浦賀コミュニティセンター（分館）	浦賀 7-2-1
横須賀総合高等学校	久里浜 6-1-1
北下浦市民プラザ	長沢 2-6-40
武山市民プラザ	武 3-5-1
長井コミュニティセンター	長井 5-16-5
大楠中学校	芦名 1-2-1

*裏面に地図を掲載しています。
*救急医療センターを除き、通常時は医療機関ではありません。

・地域医療救護所と病院が機能分担して医療救護活動を行うことにより、より多くの生命を守ります。

・病院が、重傷者の治療に専念できるように地域医療救護所では、軽・中度の外科的治療に対応します。

Q&A

Q1 どのような場合に地域医療救護所で受診するのですか？

A1 熱傷、骨折、創傷、打撲等の外科的な負傷をしたときで、自力または家族などの補助で来所できる場合です。

Q2 地域医療救護所は、発災後すぐに開設するのですか。

A2 発災時には原則として全救護所の早期開設を目指しますが、医師、看護師などのスタッフが参集し、チームを組んで運営するため、開設にはスタッフの参集や準備の時間が必要です。各地の救護所の開設準備が整い次第、被災状況等により、必要に応じて開設しますのでお待ちください。

Q3 地域医療救護所の開設を知ることができますか？

A3 防災無線、FMブルー湘南などでご案内します。

★地域医療救護所マップ

